

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会」について



福島労働局



東北運輸局福島運輸支局



公益社団法人福島県トラック協会

1. トラック輸送における取引環境・労働時間改善に係るこれまでの経緯と背景

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」において、平成28年度から平成29年度までの2か年にわたりパイロット事業を実施し、今年度、パイロット事業で得た成果を「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として中央協議会が策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

一方、先の通常国会において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、自動車運転の業務については、平成36年4月1日から時間外労働について年960時間までとする上限規制が適用されることとなったところである。

また、平成29年3月28日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」の中では、「5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされており、**引き続き、長時間労働改善に向けた取組を継続して実施していく必要**がある。

2. 平成30年度の地方協議会について

今般策定したガイドラインについて、全国の各地方協議会を通じてその普及・定着を図ることとする。具体的には、地方協議会の場に国土交通省貨物課が委託する説明者を派遣し、**各委員等に説明を行う。（本日の協議会で説明）**

今後、各委員からそれぞれの所属団体等の**傘下会員等へ周知をお願いします。**

3. 平成31年度以降の地方協議会について

1. のこれまでの経緯と背景を踏まえ、中央協議会及び地方各協議会については、平成31年度以降も継続して長時間労働改善に向けた取組を実施していくこととする。
 詳細については、下記ロードマップのとおり。

【トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けたロードマップ(新)】

	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度	2024 (平成36) 年度
① 中央・各都道府県において協議会の開催	協議会の開催(平成35年度まで継続)									
	パイロット事業の計画・検証、等				助成事業の計画・検証					
② 長時間労働等の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証					調査の計画・検証②	調査の計画・検証③			
③ 実証実験・助成事業の実施		パイロット事業(実証実験)の実施、労働時間縮減のための助成事業		コンサルティング事業の実施	アドバンス事業の実施 新たな方策の検討	新たな方策の実施				
④ ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定		必要に応じ随時改訂					
					普及					
⑤ 取引環境・長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進						
				「ホワイト物流」実現国民運動(仮称)の推進						

自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用開始

「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）

- 運転者不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現に取り組む運動を強力に推進する。
- 今後、関係者との調整を速やかに進め、本年秋頃までに「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととする。

～物流プロセス全体で取組を展開～

発 荷 主

元請物流事業者

トラック事業者

着 荷 主

運動のイメージ

- 関係者にて調整の上、発・着の荷主、元請物流事業者等の関係者が、今後取り組むべき事項や具体的な推進方策をとりまとめ、公表・実施。
（取り組みイメージ）
トラック予約受付システムの導入
ドライバーの手荷役作業の軽減
下請は二次下請まで等
- 好取組の情報発信・横展開
- 政府行動計画のフォローアップ結果を踏まえ、必要に応じ推進方策等を見直し。